

関連豫防法下における「癩豫防ニ関スル法律」の法理と沖縄社会

——戦前期沖縄社会と「癩豫防ニ関スル法律」との関連より——

山口県立大学 中村文哉

1 目的と方法

「虎列刺病豫防法心得」(1877.8.27)を基盤にした「傳染病豫防法」(1897年)の成立を端緒に、1900年前後には、「癩」をはじめ、各種慢性伝染病・感染症に対する予防規則・予防法が陸続と法制化された。本報告は、1907年公布の「癩豫防ニ関スル法律」(1907年法)を取り上げ、各疾病予防規則・予防法、およびそれらと関係する諸法との、法理(構造)上の関連性を探り、各疾病予防規則・予防法下における1907年法の後発性をもつ意味を考察する。次に、この考察を踏まえ、沖縄地方制度である「癩豫防ニ関スル法律」の「施行細則」「施行手続」から、当時の沖縄社会におけるハンセン病罹患者とその家族・同伴者が置かれた蓋然的な諸現実のあり様を、示したい。

2 展開

全十二條から成る1907年法の法体系は、病者発見から始まり、検診(第九條)と届出(第一條)の規定、消毒(第二條)・死亡者扱(第三條)等の規定、療養所設置許可(第四條)、保護・送致等諸費用の規定(第五～八條)、罰則規定(第十一・十二條)に至る。このプロットは、予防対策のための消毒法および病者扱方の細かい規定を除き、「虎列刺病豫防規則」(1880)および「傳染病豫防法」のそれと、ほぼ同型である。更に「〇〇病ニシテ療養ノ途ヲ有セスノ病毒伝播ノ虞アル」等、定型的に成文化化されており、その限り、各法・規則の法理は全く無関連ではないことが伺える。

病態判断に基づく「病毒伝播ノ虞アル」病者を対象とする1931年改正「癩豫防法」とは異なり、1907年法は、第三條に示される「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者」を対象とする法である。しかも1907年法は、病者だけでなく、同居者・同伴者の一時救護も定められている。この点は、独身・「七十年以上十五年以下」の廢疾・重病者とその家人の救護を規定した内務省発「救恤規則」(1874)、及びこの規定を、法理上、引き継いだ「虎列刺豫防假規則」(1879)第十一條「家人幼稚老衰シテ監護消毒法行届カサルモノ」の扱い方に重なり、1907年法との連続性が指摘できる。更に、1907年法第三條で、「療養ノ途」ある病者は「扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ」とあるが、これは「行旅病人及行旅死亡人取扱法」(1899.3.28)の病者・同伴者救護の件と同一の処置である。法上、救護行旅病者とハンセン病者は同等の扱いとなるが、それは救護行旅病者の中にハンセン病者が混在していた現実を映し出している。だが他方で、1907年法は、「傳染病豫防法」に基づく厳重な消毒法実施や、疾病対策に関わる衛生委員(官吏)・警察官署の病者対処上の問題を出来せしめ、沖縄縣は1909年7月29日に「癩患者診断処置ニ関スル件」(沖縄縣訓令乙第二十九号)を発令、「徒ラニ隣保ノ視廳ヲ惹起スル」事態を避けるべく通達した。

明治国家の国力増強政策が医療にも及び、1907年法は発令されたが、療養所が遠く貧困であった同時代沖縄の病者たちには、江戸期の現実を反映する「救恤規則」や「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の適応が現実的な状況にあり、同法により、「本土」の療養所に入る可能性は開かれた。この点で、沖縄の1907年法は、病者の生存に関わり、自由であるが過酷で悲惨な結末を迎える療養生活を回避する一つの選択肢を準備するものであった。1907年法関連の沖縄地方制度「癩豫防ニ関スル件施行手続」(1910.4.9)第十四條によると、一時救護により食費の支給、小屋掛の費用等が沖縄縣費により保障(十五條)される道が拓かれ、〈隔離所〉拡充の途が開かれた。沖縄縣下での同法の周知の程度は未知だが、1907年法がもつ意味は、「救恤規則」に相当する現実を生きた当時のハンセン病者にとって、決して軽くはなかったことが、法の上に示されている。